

企画経済委員会記録

○開催日時

平成30年8月9日 午前9時58分～午前11時42分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	下園政喜	委員	石野田浩
副委員長	落口久光	委員	今塩屋裕一
委員	川畑善照	委員	中島由美子

○紹介議員

議員	井上勝博	議員	成川幸太郎
議員	持原秀行		

○その他の議員

議員	上野一誠	議員	川添公貴
議員	杉菌道朗	議員	福元光一
議員	大田黒博	議員	徳永武次
議員	森永靖子	議員	松澤力
議員	宮里兼実		

○説明のための出席者

商工観光部長	古川英利	観光・スポーツ対策監	坂元安夫
施設課長	園田克朗	観光・シティセールス課長	有馬眞二郎

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	瀬戸口健一
議事調査課長	砂岳隆一		

○審査事件等

請願第6号 「リゾートホテル甌島館」における薩摩川内市との未解決事案に関する請願

△開 会

○委員長（下園政喜） それでは、ただいまから、企画経済委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで4名から傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△請願第6号 「リゾートホテル甌島館」における薩摩川内市との未解決事案に関する請願

○委員長（下園政喜） それでは、請願第6号「リゾートホテル甌島館」における薩摩川内市との未解決事案に関する請願を議題とします。

請願文書等については、既に配付しておりましたので、朗読は省略します。（朗読内容は省略、巻末に請願文書表を添付）

それでは、本日、紹介議員の出席を得ておりますので、まず紹介議員から説明と紹介議員への質疑を行い、その後、当局からの補足説明と当局への質疑を行うこととしたいと思います。

ついては、そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜） 異議なしと認めます。では、そのように進めてまいります。

それでは、紹介議員の井上議員、持原議員、成川議員に本請願の趣旨等について、説明を求めますので、正面の席に着席をお願いいたします。

〔井上・持原・成川議員が紹介議員席へ着席〕

○委員長（下園政喜） ただいまから、本請願に関して紹介議員に説明を求めるといたします。

まず、井上議員に説明を求めます。

○紹介議員（井上勝博） 今回の請願第6号の紹介議員の一人になりました井上です。

私が、なぜ紹介議員になったかということ、その議会の規定では、市外からの陳情については文書扱いということになっておりまして、しかし、紹介議員があれば、市外も議会で審議していただけるという

こともありまして、今回の場合は、アイ・ビー・キャピタル社の本房周作氏が福岡在住ということであったために、紹介議員ということで私も手を挙げたわけです。

なぜ、そういうことで紹介議員というふうになったのかといいますと、これまでの市の説明では、アイ・ビー・キャピタル社に対して無償譲渡をします。そこでもう譲渡したのが平成27年10月1日で、この譲渡後、アイ・ビー・キャピタル社のほうから老朽化のための改修工事のための補助金という問題が出てきたわけです。メールが送られてきたと。

そして、同日にメールは2通あって、1通目が、改修と、それから雇用の悪化という問題であったわけですが、同じ日付で2通目に、改修の支援と、それから雇用は改善されたと、こういうどうも腑に落ちない内容になっていたわけですね。

そして、そのことによって、特別に1億円の補助金を市のほうから出すという話になったものですから、これはやはり特別扱いではないかということ、私はその本会議において、この補助金については反対をしたわけです。

その後、アイ・ビー・キャピタル社の社長から私のところに携帯で電話がありまして、実は、今、アイ・ビー・キャピタル社は、甌島の人たちから補助金泥棒だと言われていて、もうモチベーションが下がっているんだと。実は譲渡するときに配管水漏れと、それから雨漏りですか、そういったものがあって、これをもう市のほうが直すという約束をしていたんだと。ところが、なかなか直してくれない。修繕はされたけれども、工事は完了せずに被害をこうむっているということで、そういう電話だった。

私は、非常にびっくりいたしまして、そういう話ではなかったというふうに思いまして、アイ・ビー社のほうから資料をいただきまして、いろいろ調べているうちに、今まで市当局が説明していた内容と、アイ・ビー社の社長の言っていることが違うということがわかりまして、そして実際に社長とお会いいたしまして、写真も見せてもらったときに、大変な水漏れか何かわかりませんが、とにかく廊下いっぱいタオルを敷き詰めて、従業員の方が慌てふためいているという映像も見せていただいて、改めてびっくりしたわけです。こういう事実がやはり当局側からの説明ではなかなか見えなかったと。社長から聞いて、改めてこれ自体は単純なものではなかったんだということが認識したわけです。

そこで、今度は社長のほうからも、議会で参考人として証言をさせてほしいということもありまして、これはやはり議会側でも、市当局の説明だけでなく、社長の話も聞く必要があるのではないかとということで、紹介議員になったとそういう経過です。

どうか、議会が公正なこの判断をしていく上で、ぜひとも社長の意向を酌み取っていただいて、その参考人で呼んでいただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（下園政喜）次に、持原議員に説明を求めます。

○紹介議員（持原秀行）大まかなところは、今、井上議員が説明をされたとおりであります。私は、甌島地域の宿泊施設整備費補助金交付要綱が議会に提案されたときに、物すごく疑問に思いました。

その中で、なぜこういう補助金をやらなければならないのかということやら、非常にこの議論をしたと思います。その中で、無償譲渡ですから、やはり双方、受ける側も、やるほうもお互い立ち会って、その建物の状況、設備の状況、これきちっと把握して、当然受けるほうも、やるほうも、理解の上で無償譲渡がなったというふうに理解をしておりました。

そういう中で、そうであれば、きちっと補助金要綱にのっとって、この受ける側が、そういう意味では受けて、しっかりと運営をしていけるのかどうかという判断の一つとしてのところも理解をしっかりとされて、受けるべき館であると私は思いました。

その中で、再三、全協の中でもお話をしましたとおりで、5回ほど、双方立ち会いをして、やりましたという説明を当局のほうから受けました。しかし、アイ・ビー・キャピタルのほうに説明を聞いてみますと、これも双方合わないところがあったりしまして、そういう意味では、やはり一方だけの話を聞いて判断するということについて、相当自分たちに、議会としての立場としても、双方の意見を聞いて判断していただきたいという思いもあって、紹介議員になったところでもありますので、よろしく願います。

○委員長（下園政喜）それでは、成川議員に説明を求めます。

○紹介議員（成川幸太郎）私は、6月議会の質問でもいたしましたとおりで、この補正予算が出されたときに反対をいたしました。これは、当初から言ってきたんですが、2通の契約書の解釈によっては、

どうも当局から説明を受けたのが納得できない部分がありました。

アイ・ビー・キャピタル社に対する補助金に反対した私が、なぜ紹介議員になっているのかと申すと、やはり井上さんから先ほどあったように、会ってこないかということ、社長が来られるから会って話を聞かないかということでお聞きをしました。お聞きしましたら、今、お二人が言われたように、非常に今まで我々は当局からだけ流れを聞いてきたものが、どうも違うなというのを感じました。

あえて質問をしました。今、持原さんも言われた5回の立ち会いの不自然さ、質問のときには、相手の名前、立会人の名前は公表していただけませんでしたし、その会ったという回数についても、非常に向こうと食い違う分がある。

休館と支援の申し入れの2通のメールについても、突然来たということでしたけれども、その前にひな形をある程度当局が示して、そういう可能性があることはつかんでいたんじゃないかということであったはずで。

それが、どうも片一方だけの意見を聞いて、我々が議会として対応しておく、間違いが起こるんじゃないかと。できたら全員でアイ・ビー社のほうの意見も聞いて、我々是对応すべきではないのかなというのを感じましたので、紹介議員にならせていただきました。

○委員長（下園政喜）それでは、ただいま紹介議員の説明がありましたが、これより紹介議員に対する質疑に入ります。

○委員（川畑善照）今、紹介議員が言われたことはよくわかるんですけども、我々は、企画経済委員として現地に行って地元の要望を聞いて、そして、今回の訴訟になっておりますこの1億円を承認したわけですね。

ただ、この今の提案されている問題は、アイ・ビー・キャピタル社の話だけがこうして出てきているんですけども、要は、当局のこの参考資料の1ページの2の(3)にありますとおりで、現場立会の実施と、立会時に取り決めた修繕箇所を市で実施、それで納得いかないから、後から出てきたからということで1億円の補助、現地の視察まで含めて地元の声の聞いて、しかも修繕箇所がどこどこということで1億円を出したんですけども、その領収書とかそういうのは全く私どもも見ておりませんので、紹介議員としては、それもどこどこで、あと足らな

いのはどこのことというのを調べられたんでしょうか。

○委員長（下園政喜） ちょっとお待ちください。川畑委員、訴訟になっているというふうな表現をされましたけど、今その点は、まだなっていませんので。

○紹介議員（井上勝博） 補助金申請をされて、そのことのやりとりについて、当局の資料によりますと、アイ・ビー・キャピタル社のほうから所定の書式での申請というか、書類が未提出であるという経過については、その後、私たちも見ていたのでありまして、その細かい問題については、それは私らもよくわかりません。

ただ、社長が言われているのは、補助金のつもりではなかったんだということを強調されているんですね。つまり譲渡時の約束をその行政当局に求めてきたわけであって、補助金申請ではなかったんだと。それは補助金申請でないと、議会が認めないからというふうに言われて、やむなくそういう当局と一緒にそういう議会にも話をしたわけだけれども、実際はそういうつもりではなかったんだというそういうお話なので、そこは社長にちゃんと聞いていただきたい。なぜそういうことになったのかということとは聞いていただきたいというふうに思っています。

○委員（川畑善照） ということは、補助金申請を出したときに、それにサインをすべきじゃないと思うんですけどね。補助金申請で、結局議会では認可というか、許可したわけですからね。そうなりますと、議会自体も、市民の代表の一人一人ですけれども、本当市民の側にとってみれば、これが補助金じゃなかった。それで常にこれが出てくれば、持ち出しが市民の税金がどんどん出ていくことになるんですけども、そこはどういうお考えでしょうか。

○紹介議員（井上勝博） 確かに補助金は市民の税金でありますし、だからこそ、私たちは議会で特別な補助金に反対したわけです。しかし、当局の説明が、社長の言っていることと違うところがあるということを感じたために、当局だけの説明ではなくて、そのアイ・ビー社の本房社長からもちゃんとお話を聞いた上で、議会としては公正な判断をしないといけないんじゃないかということで、今回紹介議員になったわけであって、もうその結果としてどうなのかという問題については、これはどうしようもないですよ。私らが責任を持つ問題ではないわけで、

結果としてどうなるかということについては、これは、まず真実をはっきりさせること、これがまず第一の作業だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（川畑善照） やはり真実を、訴訟にはまだなっていないということはわかるんですけども、今度の議会にも出てくるわけですけども、いずれにしても、これを解決するためには、司法に委ねるものは司法に委ねて、議会で議論すべきは議会で議論するというのが本来の姿だろうと思うんですが、やはり事実を、あるいはキャピタル社の社長を参考人招致をして、前もしたわけですけども、そういうときの話というか、そういう中では出てこなかったかもしれませんが、いずれにしても二度目の参考人招致になるわけですよ。

そこまでして解決するのじゃなくて、いずれにしても、我々は市民の立場から物を申したいということだけを申し上げておきたいと思います。後は、また皆さんの意見があると思いますので、いろいろお聞きします。

○委員（石野田 浩） 今、3人の紹介議員の話を聞いていると、確かに補助金については反対をしたんだけど、アイ・ビー社の社長の話を聞くと、それは当局と違ったと。違ったからまた議員のみんなに聞いてほしいという話なんだろうと思いますけれども、ただ、我々も、最初、補助金を出す前に、アイ・ビー・キャピタル社の社長からも話を聞いたわけです。そういうことであれば、補助金もやむを得ないなということで我々が議決をしたわけです。

その後、そうじゃなかったんだ。こうだ、ああだと言われても、それは最初、川畑議員もおっしゃったように、申請書に印鑑を押して申請するときに、補助金だということをちゃんと説明はしてあるわけですから、最初からわかっていたと思うんですね。それを今になって、いや、補助金じゃない、修理代だという話は、理屈に合わないんじゃないかと思うんです。

○紹介議員（井上勝博） 私も、なぜ1回目の社長が来たときに、その譲渡時に、工事は終了したと言ったのかと、それは疑問だったわけです。それは社長に聞いたら、私に文書で来たわけですけども、市長と古川部長から、この譲渡時に工事が終了したということでやらないと、共産党のうるさい議員がいるから、そういうふうに言ってくれと言われたんですというふうに文書でももらいましたし、口頭で

もそういうふうになりました。

それをその信じる信じないは、それはそれぞれがまた違うと思うんですよ。だけども、そういうことがあったとしたら、これは本当に大変なことなんじゃないかと私は思うんですね。言わば議会に対して、そういう言葉を使っていいかどうかわかりませんよ。それは口裏合わせじゃないですか。そういうことをしたってということであるならば、それは、議会はきちんと調査しなきゃいけない問題じゃないかと。その調査するときに、アイ・ビー社の社長からも話を聞くというのは、これは当たり前のことじゃないだろうかというふうに思うわけですよ。

○委員（石野田 浩） 今になって、ああだった、こうだったという話をされても、我々としては、この補助金を決定した時点で、その前に社長からいろいろ話も聞いたし、意気込みも聞いて、そして当局の話も聞いて、そしたら甌島館はどうしても動かさなきゃいけないんだという話になって、地元にも行き、現場も見に行って、これはもう今までの甌島に対する市の行政からの投資も含めて、今後のことも考えて残すべきものだという結論に達して、特例みたいな形にして甌島に対する補助金というのをつくったわけですよ。

そして、それで話を進めていって、いや、それじゃなかったですよと今言われても、全く論外であって、我々は議論をするところじゃないと思うんです。何かお考えがあったら教えてください。

○紹介議員（井上勝博） それでは、言わば議会はもう終わってしまったことなんだから、議会はもう後は知らないよと、幾ら当局が説明の中にいろんな矛盾の発言があったと、そういうことがあったとしても、議会としてはもうそれは終わったことだというふうにしてしまうのかということなんですよ。私はそう思うんですけども。

○紹介議員（成川幸太郎） 私は、その契約の中身がどうこうというよりも、我々に対して、この条例案が去年出たときに、5回の立ち会いをして契約書がなったと。そのときには、やはり両方の建築責任者も立ち会って現場確認をしたということですけども、その現場の立ち会いの中身とか、期日がなかなか合わないという部分が出てきているということ。これは、議会に対して説明されたのが、当初からそういう説明があればよかったんですけども、どうもそのときには、確実に現場検証をして立ち会いをして結果的に譲渡契約ができた。その中

に瑕疵担保責任を問わないということをやったってあるわけですね。

そこに対してまた1億円を出すという、出てきたのがおかしいということで、非常に残念ながら納得しづらい部分があるということで、その中をどうこう言うよりも、議会に対する説明がこれまでの流れが違うんじゃないかと。これは、先ほども言いましたメールの問題にしてもそうです。2通のメールが同時に来た、突然来たという問題にしても、6月議会で答弁を受けたのと、当初聞いたのとは全然ニュアンスが違った形ですし、この件に対する当局対議会、議会ということは川畑委員も言われたように市民ですよ。市民に対する説明が、本当に正直になされたのかということをお我々ははっきりしなきゃいけないんじゃないかと。

この補正予算はもう認めたわけですから、それに沿った形のものは施行されてもいいんですけども、そのアイ・ビー社の社長と話を聞くと、その間のこの説明を受けた流れが、どうも議会自体が軽視されてきているんじゃないかなというのを私は感じているために、こうしてそういうあえて要請をしているわけ。ぜひそこら辺は、お酌み取りをいただきたい。

○委員長（下園政喜） ちょっとお待ちくださいね。先ほど川畑議員の発言の中に、アイ・ビー・キャピタル社の社長が参考人としてここに来られたという発言がありましたけど、あれは参考人として呼んだんでありませんので、これは申し添えておきたいと思えます。

○委員（石野田 浩） 紹介議員の方々の意見を聞いてみると、結果として、その我々がつくった補正予算自体も否定されるような発言ですよ、ただ、そうじゃなくて、我々はそれを言ったか言わないかという議論は、ここで二人並べてやれば別ですけども、それ以外に、あなたが言ったことは正しいんだとか、あなたにもう一回話を聞きたいとかという議論の場ではないと思うんですよ。だって、我々は、さっき言った参考人じゃないけれども、ここに来てもらって、社長の意気込みも聞きました。それならいいだろうという話で、我々は補正予算にも賛成したわけですよ。当然現場にも行ったし、地域の人たちにも会いました。会って、うん、なるほどだなと思うことでやったわけです。

甌島の今後の発展のためには、ぜひ必要だということで、特例的にそういう補正予算も認めたわけで

すよ。付帯決議もつけてありますよ。今度は、いや、その最初の意見が言われたんだとか、あるいはそうだったんだとかという話をここで一方的に聞いても、我々は判断のしようがありません。

そうであれば、今、行政もいろんな司法の場に委ねようかというふうな話し合いもありそうなんです、それがあれば、もうどうしても我々が結論を出すということは不可能なんで、司法の場に委ねてやるしかないのかなと、私はそういうふうに思いますがね。

○委員（中島由美子） いろいろこう聞いていて、いろいろ感じるということはあるんですけども、今、こうおっしゃったように、本当に大きな1億円ですよ。一生懸命やっていたら成功しているんだろうと思えば、なかなかうまくいっていないという部分で、現実にはその先ほどから言われるとおり、本房社長にもお会いしているんな話もお聞きしましたし、現場にも行きまして中も見せていただいて、そして、昼、夜と、地元の方々の声も聞いて、やはり甑島館というのが甑島地域にとって大事な施設だあって、そこの部分が本当に感じるものがあり、だからこそ、この1億円でしっかりとやっていただきたいという思いで賛成をしてきた経緯があります。

現実には、この1億円というものが、ぼんと出されたこと自体も何か変だなと思っているんですけども、でも、それはそういう補正予算でしたと言われれば、ああ、そうなんだと思うしかないところもあるんですけども、現実的には、この1億円が使われていない。しっかりと領収書がそろっていないという現実に対しては、どのようにお考えなんですか。

まず、そこがしっかり約束をされているわけですから、補助金じゃなかったとか何とかとおっしゃるんですけども、現実には出されていますので、そのあたりはどう考えておられるのか、教えてください。

○紹介議員（成川幸太郎） 6月6日に社長とお会いしたときに言われているんですが、この当局の資料の中にも、2ページの（5）の概算払い後の動きの2番目に、平成30年4月5日、甑島館現地確認ということがうたわれています。これは、今、中身について言われるから答えますけれども、3月28日着で、その領収書関係の書類を市にアイ・ビー社から送付したと。それをもとに4月5日

に、市職員8名が現場をチェックされたようだという事なんです。

それが、その市の当局が要請する補助金関係の書類が整備されていないということで、だめだということだと。その中身を物すごい量があったですから一々細かくは見ていませんけれども、そういったのもあったようです。

ただ、今、先ほどあるように、この補正予算自体は我々も認めたわけです。それはもうそれでいいと思うんです。ただ、その議会に対してそういう答弁がなされたことが、本当で正確になされてきたのかということをお我々は確認する必要があるんじゃないかと。だから中身の言った言わんの問題というのは、それはもう当局とアイ・ビー社がやればいいことで、私は議会がかかわる内容じゃないというふうには思います。

ただ、この間、去年の突然、当時も1億円の補助をするような補正予算が出てくるのはおかしいという議会内部の意見もありましたし、当然、定例会で年度当初に出すべきような大きな予算じゃないかと。これが補正で出てくること自体がおかしいという意見もあったわけですから、そこら辺のところから、どうもこの説明に無理があったんじゃないかなということ、当局はこれの経過をまとめてもらっていますけれども、もう一方のほうの意見も聞いて、本当でこのまま妥当であったということで、認めるか認めないかということは判断をすべきだと。これについては、やはり市民もいろんな注目を浴びてきていますので、我々議会の対応というのも注目されているというふうに私は判断をしています。

当局が説明をこうしてされている部分が、ちゃんとしたものであるという確認ができや、私は議会は議会ですらそれでいいと思う。市民にそれが、それで説明ができれば。ただ、私自身としてはまだ十分納得できていない部分だったので、紹介議員になって皆さんにも双方の意見を聞いて、今までの議会対当局という二元代表制の議員の側に対する説明が、本当に正しいものであったかどうかを判断をしたいということ。

ですから、この契約の内容を1億円の補正予算を否定するとか、そういう問題じゃないんです。そういう形で、アイ・ビー社の意見も聞いて、我々は当局が今まで我々に説明したことが、市民に我々が責任を持って話せる内容であるかどうかということ

を確認すべきじゃないかということで、今回の紹介議員になったというのであります。ぜひその中身の正否をどうこうと、どっちが正しい、どっちがということはいわねえというふうには思っています。

○委員（石野田 浩）今の御意見だと、単にアイ・ビー・キャピタルの社長の話も、もう一回聞いてやれよという話ですか。

○紹介議員（成川幸太郎）これまでのいろんなその補助金を出すための話というのは、いろいろ状況を聞かれてきていると思うんですけども、議会でもこの補正予算が出たときにいろいろ議論になりました。その流れの中で説明を受けてきた、私が言った5回の立ち合いが、本当に正当性があつたのか。メールが突然来たというのは、事前に市当局が関知したのでなかったのかという、我々に対する説明が本当に正当なものであつたかということを確認するために、1回、反対側の意見も聞いてみる必要もあるんじゃないかということをお願いしたい。

○委員（石野田 浩）今、お話を聞いていると、その補助金を出したとか、設定したとかというのは、内容的に間違いじゃないと思うけれども、ただ、そのいきさつが、どうも腑に落ちない点があるので、もう一回話を聞いてみようじゃないかというふうに聞こえるんですけど、その考えでいいんですか。

○紹介議員（成川幸太郎）この2通の契約書、譲渡契約書と土地の賃貸契約書が出て、あのときにも私も番外議員でお尋ねをしましたが、どうも説明を受けている内容と契約書の中身が違うんじゃないかという形で、納得しかねる部分があつたんですね。

仮にその5回立ち会って、本当に瑕疵担保責任を問わないということであれば、今回の補助金を出す必要はなかったというふうに判断をして、あのときはした。この5回の立ち合いが本当に正確になされたのかどうか、どういう内容がなされたのか、誰と誰が立ち会ったのかということなども、やはり我々確認して、これはもうちゃんと立ち会つたんだと。その後、そういうものが出てきたんだということを我々が自信を持って市民に説明できるかどうかだと思うんですけどね。

そこら辺が、アイ・ビー社が言われる5回の立ち会いと、5回という日程と立ち会う人、来た人というのが、どうも当初説明を受けたのと違う形のその5回の期日じゃないかなと思うものですから、そこ

を我々はちゃんと確認しておく必要が、議会として、市民の代表として確認して説明すべきじゃないかということ。

○委員（石野田 浩）この議論は、言った言わないの話になってきているので、結論はなかなか出しにくいと思うんですけども、ただ、我々はその補助金を設定をして、交付したというのは紛れもない事実ですよ。だからそれが補助金でないだと、修理代だと、瑕疵がまだあつたんだという話は、最初その補助金を出すときに念書を入れてあるはずですから、その議論が出てくること自体がおかしいんじゃないかと思うんで、そのときにあればいいんですよ。と思うんですが、その辺はどうなんですか。

○紹介議員（井上勝博）譲渡した後は、何らかのこう故障とか、そういうものが出た場合でも、それはアイ・ビー社が責任を持って直しなさいと、私たちもそう思っていたんですよ。皆さんも思っていると思うんですよ。ところが、その後、2回にわたって市は工事をしているんですよ。1回目が平成28年3月4日、無償譲渡したのが平成27年10月1日ですから、年が明けて半年ぐらいたってからですね。それから平成29年2月20日、この日も修繕をしているわけなんですよ。ですから、何で当局はそういう契約を結んでいるのに、そういうことをしたのかという疑問が出てくるわけですよ。なぜなのかと。

社長が言うには、これは、譲渡のときに直すという約束だったから、工事が入ったんだというふうに言っているわけですよ。では、どこまで直すという話だったのかという問題になってくるんですよ。社長のほうは、水漏れとか、雨漏りとか、それはもう建物の体をなしていないでしょうと。まずそれを直すというのは当たり前じゃないですかという認識なんですよ。工事を途中でとめていると。完全に終わっていないと。だから社長としては、この水漏れとか配管とかこういうことについては、いつまでだったら直してくれるんですかと聞いていたと。

そして、これはまた言った言わないの話ですけども、岩切市長と、それから職員がついて行って、福岡のアイ・ビー社に行ったときの話として、まだ水漏れが直っていないということを社長が言ったときに、市長が早く直さんかという発言をしたということなんですよ。だからこれは、それはどういうことなんだろうと思いますよ。皆さんもそう思うじゃないですか。私も思いますよ。

だって、譲渡した後に、契約では瑕疵は追わないと言っているのに、何でそういうことになっているのかという問題が出てくるわけですよ。だからその辺の事情については、社長からも話を聞かなければ、これはわからんですよね。今までそんなことは、当局のほうからは話はないわけですから。

私は、先ほど、その甑島の観光のためにというお話で、甑島に観光客が来て、甑島の人たちがその暮らしが少しでも豊かになるということは、これは私も望んでいることです。でも、結果的に今どうなっているかという、補助金を返す返さないの問題になって、もかしたら閉館という話にもなるかもしれない。そういう危機的な状況になってきているわけですよ。

だったら、これはやはりそうならないように、社長の言い分も聞いて、聞くというのは、社長の言っていることをやるべきだということを言っているんじゃないんですよ。社長の言い分をまず聞いて、当局の言っていることと、そこには矛盾はなかったのか。それを確かめて、そして社長にも悪いところがあれば、悪いところはこういうところがあったんじゃないですかと。

先ほどもおっしゃったように、この議員の集まりに、全協でしたっけ、協議会に来られて、そこで譲渡時に終わりましたという発言をしたこと自体は、社長も誤りだったわけですから、これは。それは今反省されていますよ。

さっきも言ったように、そうしなければ修繕ができないと思ったからなんですよ。修繕のお金がないというふうに考えたからなんですよ。それは私は、それは社長の責任もありますよと。そういうことを言っちゃいけないんですよ。譲渡時にもう工事は終了していますということをね。

だから、私はこの紹介議員になったのは、どちらが正しいからこうしなさいということを言っているんじゃないんですよ。双方の意見を議会はやはり聞くべきではないかということを言っているだけなんですよ。

○委員（石野田 浩） その社長の心意気だとか、考えだとかというのは、ここで協議会だったかもしれないけれども、我々は聞いたんですよ。その後どうなった、こうなったと言われても、それはもう全く我々が、今度は言った言わないの話になってくるから議論できないんですよ。

ここで我々はその補助金をつくるために社長の

話も聞いたら、1億円、2億円のお金がないわけじゃないですよと、社長はそう言われたんですよ。ここで。修理代がないわけじゃないと。だけど、市民も、それから行政も議会もみんな一緒になってやりましょうよと。甑島のためでしょうと。そのために行政も、ある意味負担をしないと、協働でやろうという気にならないじゃないですかと。後々あんどきこうやっていてよかったと言われるような施設にしたいですよと、ここで言われたんですよ。それは何だったんですか。

○紹介議員（井上勝博） 私は、だから社長に何でそんなことを言ったんですかと言ったわけです。そしたらその答えが、当時は当局と話を通じていたんだと。さっき言ったじゃないですか。

補助金をもらうために修繕費を出すために補助金という名目でないと、議会は納得しないし、譲渡時に工事は完了したということにならないと議会は納得しないと。そういう話でちゃんと話がされていたというのが、社長の言っていることなんですよ。それを信じるか信じないかは別ですけどもね。

〔「信じられないよ」と呼ぶ者あり〕

○紹介議員（井上勝博） だけど、信じられないと言ったって、当局のほうで全部今まで説明したことには矛盾はないのかと。矛盾はあったんですよ。例えば、メールも突然来たということで、2通のメールを私たちに示されました。この2通のメールについて、なぜ2通なんですかと。1日のうちの2通なんですかと聞いたときに、アイ・ビー・キャピタル社のことだから、それは当局は知らないと言ったんですよ。

だけど、社長からいただきました。案というのがあったんですよ。市が案をつくって、このとおりに送ってくださいとなっていたんですよ。何で知らないという答弁をしたのか。そういうことをちゃんと当局は説明すべきだったんですよ。ひな形もつくっていたんですよ。1日のうちに何で2通なのかと。そういう問題が出てきているわけですから、私は、社長の言っていることも、これは全然おかしな話とはならないんですよ。確かにつじつまが合ってくるんですよ。そんなことを考えていくと。

○紹介議員（成川幸太郎） 以前、社長が呼ばれたときには、企画経済と総務文教の委員の方だけで、我々は、そのとき、社長の話は全然聞いていないですね。協議会という形で、番外議員には案内が来ていませんでしたし、ほとんど委員の方だけで聞かれ

たというように思います。

私たちは、そのときの雰囲気は全く聞いておりませんので、あしからず、我々もそのとき聞いたんじゃないかと思われているんだけど、もうあのときはそういうことでしたので、できたら今回は全員に通知して、全員が聞いて、我々は市民の代表として責任を持って説明ができる形になったらいいかなというふうに考えていると。

○委員（石野田 浩） 請願の趣旨が本当によくわからない。わかりにくいんですよ。だから言った言わないという話も、さっきからしょっちゅう出てきていますけれども、そういう話を我々が結論づけるということは非常に難しいことなので、行政がいろんなマスコミ発表でも言っているように、司法の場に出そうという意向があるようですので、我々としては、そこに委ねてもらって、その判断を得るしかないんじゃないかと思うんですが。ここで言った言わんを、一つ一つテープがあったり記録があったりするわけじゃないし、また両方を並べて証人喚問するというのも今の委員会のシステムとしては無理だと思うんです。

いろんな100条委員会とか何とかをつくれれば別ですけども、ここで結論を出すというのは非常に難しいことなので、委員長、きょう、この請願を採択するかしないかというのを議論するんですか。

○委員長（下園政喜） はい。それはします。

○委員（川畑善照） 今、言われた石野田議員に関連ですが、やはりここで議論しても、言ったの言わんの問題やらありますので、これは我々で議論しても、当局とキャピタル社の問題ですから、これはもう司法の段階的に予定されていますので、そこを、この請願書の内容も具体性がないものですから、できればこれを次の機会に新たなものを出されたいいいんでは。司法の場に委ねることをここで議論しても進展しないと思うんですよ。

ですから、そこをどうするか、また委員会で議論しますので、私は、司法に委ねるものは委ねて、そして後でまた具体的な請願なり陳情なり出されたほうがいいんじゃないかなと思うものですから、一言伝えておきます。

○委員長（下園政喜） そろそろ大分意見が煮詰まってまいりました。また番外議員もありますので。

○紹介議員（井上勝博） 最初は、参考人として呼んでいただきたいというのが項目になっていたんです。社長から出された請願というのは、だけど、

請願として参考人を招致してほしいという項目が成り立つのかどうかという議論があって、やむなくこういう形になったんです。

だから、これを結論はつけてほしいということを行っているのではなくて、言わば社長の意向としては、参考人の声を聞いていただきたい。アイ・ピー社の声を聞いていただきたい。議会では、それを聞いていただいて、それが本当かどうかということは、議会がそれは判断すればいいと思うんですよ。聞いていただきたい。そういうことなので、少し認識が違っていただければ、そういうことでお願いしたいと思います。

○委員長（下園政喜） そういうところも踏まえて委員のほうの質疑は尽きたということによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜） それでは次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（川添公貴） 紹介議員の皆さん、今日は御苦労さまでございます。

今、委員の中でいろいろ質疑があったように思いますが、この請願を見させていただくと、まず補助金という言葉がまず載っていません。ですので、補助金についてはお聞きしません。というのは、契約時の約束を履行しなさいということを書いてございますので、この点についてお聞きしたいと思います。

前もって御存じだと思うんですが、紹介議員は、請願者と同等の意見を言うし、もしくは賛同する方が紹介議員ということになっていますので、先ほどから聞いていると、社長の声を聞いてほしいかわりに、紹介議員になっているので、紹介議員が社長の代弁者として話をするのが、会議のルール上もそうになっていますので、それをあえて踏まえて質問します。

雨漏り、配管の水漏れなど、修理を約束していたということになっていますが、この約束について書面がありますか。書面がまずありますかということ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議員（川添公貴） いやいや、待って。書面がありますかということ。であると、商業取引の場においては、書面がなければ、言った言わないの世界はまずあり得ません。

私、この件について、下請等賃金未払防止法という法律があるんですが、この場合、これは口約束で

も約束になるんです。調べてみたんですが、該当しなかった。ですので、書面がまずあるのかということが1点。

それから、いろいろ説明を受けられたんですが、相手方も一緒に確認をされたという、現説、現場確認をされたということ。現場確認をしたときには、普通同時にサインをするはずなんですよ。もしくは印鑑を。現説もしくは現場確認、完検等々あるんですが、完検をしましたよという係の印鑑と相手方の受領印があるはず。その書類がありますか。この2点教えてください。

○紹介議員（井上勝博）二つともありません。ただ、約束が交わされたかどうかということについては、実際、譲渡後に市が修繕をしている。これは何だったのかという問題ですが、これはもう当局も答えているように、これにもたしか書いてあったと思うんですけども、譲渡時の約束はあった。その約束を果たしたということなので、書面では約束は交わしていないけれども、約束があったことは当局も認めていることです。

1ページの(3)アイ・ビー・キャピタルとの現場立会の実施。

立会時に取り決めた修繕箇所を市で実施。これは、立会時に取り決めた修繕箇所を実施したというのは、譲渡後の半年後以降、修繕をしております。ですから約束はあったということになります。

○議員（川添公貴）譲渡後にそういう約束があったということは記載されて、その約束を履行したわけですよ。それ以外の分については、約束をしていなかったと解してもいいんじゃないですか。だから、約束をした部分については履行して、それをお互いに納得してしたということになるんじゃないですか。

だから、それ以外にもまだ雨漏りがあったというのは、譲受人がしっかりと現場を把握していなかったから、そういう後追いが出てきたんじゃないですか。そのとき、後づけでもちゃんと履行した。今の説明でいくと、約束した分については履行しているわけですよ。それ外にもあったということはおかしいんじゃないですか。

○紹介議員（井上勝博）社長が言うには、実際に工事をした会社が終わっていないと言っているらしいです。ですから、終わっていないということについては、その業者の証言も得られると、ということで、そこが食い違っているんです。どこまで約束

したのかということが、認識が違うということなんです。市は、言わばもうこれで終わりましたと。社長は、いや、そうじゃありませんと、終わっていませんと言っている。そこなんです。だから、どこまで約束したのかということが書面ではないわけですよ。そういう事実経過ですよ。

○紹介議員（成川幸太郎）今のその水漏れ対策については、今、後追いでやっていたんですけども、当時、地元の建設会社である宮内建設に頼まれた。その後、水建システムに頼まれた。ところが、それを完全に直すことができなかった。当局からアイ・ビー・キャピタル社に対して、そちらで見積もりをとって対応してくれと言われた。それが1億8,000万円だったというもの。だから継続してその水漏れが、宮内建設、水建システムが直しきれなかった、対応できないということで、継続されていたんじゃないかという判断をできるんじゃないかという。当局もそれに対応していたんじゃないかということは言えるんじゃないか。

[「最後、3回目」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）3回目ができるんですか。

[「2回までやったけな」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）2回までです。済みません。2回まででよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○議員（福元光一）紹介議員の皆様は大変御苦勞さんでございます。3名の方々は、アイ・ビー・キャピタル社と意見交換会をされて、我々よりも濃密ないろんな内容もまた把握されておられると思います。

それで、先ほどから委員の方々の話も聞いておりますと、我々が知り得るところでは、事はもう進んでいると。それで皆さん方、3名の方々が言われるのはもっともですが、やはり後々の問題じゃないかと私は思うんです。

先ほど、司法に委ねるとか、そういう言葉も出たんですけど、その時点で皆さん方が言われることを、当事者の当局と、やはりはっきり言いますと、裁判の中で意見をしっかりと、こうだった、こうだったと言うべきの問題であると思います。

○委員長（下園政喜）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。紹介議員に対する質疑は、これで終了します。

紹介議員の皆様には、本委員会に出席いただきま

してありがとうございました。もとの席にお帰りください。

[井上・持原・成川議員が委員外議員席へ着席]

○委員長（下園政喜） それでは、次に、本請願に関して当局の補足説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫） 本件につきましては、複数課に関係してまいります。私のほうから企画経済委員会資料に基づきまして、甌島館に係るこれまでの主な経過につきまして、説明をさせていただきます。

資料につきましては、1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、譲渡までの経過につきましては、甌島館は、平成8年にオープンし、その経営は、平成18年から指定管理者に委託をしておりましたけれども、平成26年8月に指定管理者から経営存続が難しいとの申し出がなされました。そこで、譲渡先を探すことにいたしました。平成26年12月から募集期間を延長しながら探しても、応募が見つからず、個別交渉方式で探す中で、株式会社アイ・ビー・キャピタル社に経営継続に手を挙げていただき、平成27年10月、無償譲渡してございます。

次に、2、譲渡から休館までの経過等につきましては、建物譲渡上の契約の主な条件は10年間、宿泊及びそれに附随するサービスの用途にみずから供さなければならないこと。土地貸付契約の主な条件は、貸付期間は30年間、貸付期間が満了したとき、契約を解除されたとき等は、更地返還するとともに、建物等の滅失登記を完了しなければならないこと等でございます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。

譲渡後、平成28年3月にリニューアルオープンされましたけれども、平成29年9月7日、施設改修とスタッフ確保を理由に、9月21日から6カ月間の予定で休館の申し出と、あわせて改修の支援の申し出があり、その申出書には、譲渡日から10年間の運営を継続すること。今後、ホテルの設備・運営に対し金銭的支援の要請は行わないことが記載されてございます。

次に、3、甌島地域宿泊施設整備補助金に係る経過等につきましては、9月議会に補正予算を提案し、10月2日には正副議長と企画経済委員会及び総務文教委員会委員と本房社長との面談が行われ、慎重な審議をいただき、10月23日に議決いただきました。

甌島地域宿泊施設整備補助金は、平成29年12月25日付で、確約書を添付した補助金申請がなされ、交付決定後、平成30年1月25日に概算払いで、全額1億円を交付してございます。

確約書には、譲渡日から10年間、ホテルの運営を継続すること。事業を継続しない場合は返還義務を負うこと。今後、甌島館の設備・運営に対し金銭的支援の要請、その他の名目のいかんを問わず、金銭請求を行わないことが記載されてございます。

市といたしましては、補助金の交付の条件として、譲渡日から10年間、業務を休止したり変更しないこと。甌島館の早期運営再開に取り組むことなどを付しております。

この後、市といたしましては、4月5日に現地を確認いたしました。不十分でございまして、補助金の手続を適正に進めるよう再三促しましたが、実績報告書等の書類の提出がなされていない状況であり、補助金の手続は未完了の状態となっていました。このため、5月10日に補助金の手続を進めるよう通知し、書類を提出されない場合は、1億円の全額返還を求めるとなることもあわせて通知しておりました。

3月30日には、改修工事費明細報告書なるものを提出されましたけれども、補助金等交付規則に基づく内容を満たす書類ではなかったことなどから、5月28日に補助金の交付決定の取消と1億円全額の返還を通知いたしました。

6月28日とその納付期限とし、その後、督促、再督促を行いました。昨日までに納付が確認できておりません。また、納付した旨の連絡もいただけていないところでございます。

補助金返還請求に対し、社は、現在応じる姿勢を見せておらないところでございます。このことから、今回、9月議会に1億円の補助金の返還及び遅延損害金の支払を求める訴えの提起の議案等、これの関連予算を提案予定でございます。

○委員長（下園政喜） それでは、ここで冒頭に申し上げましたとおり、11時2分が近づいてまいりましたので、ここで一旦休憩をとり、黙祷を行いたいと思っております。しばらくお待ちください。

~~~~~

午前11時3分休憩

~~~~~

午前11時6分開議

~~~~~

○委員長（下園政喜）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま当局の説明がありましたが、これより当局に対する質疑に入ります。質疑願います。

○委員（石野田 浩）今さっき請願の紹介議員としていろいろ御意見を述べていただきました。この内容について何か感じられたことがあったら、部長、発言してください。

○商工観光部長（古川英利）これまで本会議の質問の中であるとか、5回の立ち会いの問題であるとか、私どものこの対応について御質問もいただいて、私どもが都合の悪いことを何か変な形で皆さんにお伝えしているんじゃないかという御疑念もあるかと思いますが、私どもとしては、一貫として事実のみを説明させていただいております。

その前提で、契約をしたときには、無償譲渡、市が負うべき瑕疵責任はないということで、瑕疵はないということで契約をさせていただいて、ただ、立ち会いの際に、こことここは直してくれんかというところは確かにありまして、そこについては、こことここという確認の中で修繕はさせていただいて完結しております。

ただ、その直後から雨漏りの箇所、水漏れの場所がふえてきていまして、それはいかんなどということで、市のほうに修繕も求められましたが、私どもといたしましては、この根本的なこの雨漏りの改修というのは、私どもではもうできません。なぜなら無償譲渡でしたから、なのでというのは繰り返して言っております。

そういう中で、雇用の関係、それから施設の老朽化、これでもうなかなか経営が難しいんじゃないかというような相談もありまして、市長のほうも現場に入りまして、甌の方の意見も聞いて、あと一方で甌の宿泊施設に対するレベルアップの話等もあって、別途で検討していたその甌の地域に限っての宿泊の補助金を前倒しして、こういうのを活用していただいたらどうかということで、しておりまして、その後、補助金を申請していただいて、いや、補助金のつもりじゃなかったということに対しては、非常に困惑している部分もあるんですけれども、手続をルールにのっとってしていただきたいということで協力を求めましたが、こういう経緯に至ったということで、ここは非常に申しわけない気持ちと残念な気持ちもあるんですけれども、私どもといたしましては、誠実にこの甌の振興、それから施設の運

営ということで応援していきたいというふうを考えているところです。

○委員（石野田 浩）今の部長の話はもっともだと思うんですね。ただ、我々もさっきも、紹介議員の方々の意見に対しても、私も申し上げましたけれども、もう単なる理屈だけじゃなくて、本房社長の心意気というのも我々は聞いたし、そのとき私も、補助金というのは市民の血税ですよと、それも十分理解していただいて事業は進めていかないと困るんですよという話もしてありますよね。それを我々は、本当に忠実に守っていただけるものと思って、当局もそうなんです、我々もその交付されたことを認めているわけですよ。

だから、今後、どういうふうな形になるかわからないけれども、今、部長が報告されたとおりだと思います。さっきの紹介議員の方々のいろいろな意見もありました。それはそれとして、今後、自分たちがなかなか、それはこうだ、ああだという、正しい悪いという表現はしかねますので、きのうの新聞にもありましたように——きょうか。ありましたように、司法の場に委ねていただいて、それがちゃんと認めていただけるようにならなければ、我々ももう議会としても、補助金を認めた、制定した、議決した責任もありますので、その辺もこれから先は見守っていきなというふうには私は思いますね。

○委員（川畑善照）先ほど、紹介議員からもありましたけれども、これが万が一この司法の場で、撤退とか、あるいは撤去、更地ということをやったあるんですけれども、これが問題だと思うんですよ。それをまた新たに、これはもう仮定ですけれども、仮定を言うちゃならんかもしれないけど、いずれにしても、誰かが譲り受ける人がいるぐらいの状況をつくらなければ、あそこがなくなったら甌島はいいんですか。

そこのところを、将来的、今度の何と申しますか、近い将来的にもあれがなくなった場合にどのようにお考えでしょうかね。新しいところが出てくる可能性があるんですか。それとも、何か考え方を変えることは考えていらっしゃるんですか。今後の甌島の問題です。

○商工観光部長（古川英利）万が一、運営をやめられたらという話だと受けたんですけれども、私どもといたしましては、運営の継続をしていただきたいと考えております。補助金はきっちり返していただきたいんですが、運営はそれを続けていただく

ということを島民も望んでいると思っておりますので、撤退時のことは想定しておりません。

**○委員長（下園政喜）**今のことは、請願から外れておりますので、先に進めさせていただきます。ほかにありますか。

**○委員（中島由美子）**さっきからのこの水漏れというものが、大分こう大きなウエートを占めるのかなと思うんですが、さっきありましたように、宮内建設、水建システム、そして後は自分たちで見積もってやってくださいみたいなのがあったとおっしゃるんですけど、なかなか直せないものなのか。また違うかもしれませんが、そのあたり、今から先も考えると、大きなこう負担になるのかなと思うんですけど、そのあたりはどのように考えておられるんですか。

**○商工観光部長（古川英利）**施設の老朽化で、この雨漏りの箇所はふえてきているというふうには、私どもも認識しております、これは現場の方が非常に御苦勞をされて、必死にホテルの運営をされているということは、本当こう敬服するというか、対応は大変だと思っております。ただ、その原因究明については簡単にかかないところもありまして、そこを全部ああだこうだということを我々が言う立場ではないということで、もう施設自体は引き渡しておりますので、そこはアイ・ビー・キャピタル社で御対応をいただければという姿勢で一貫しているところです。

**○委員長（下園政喜）**よろしいですか。

それでは、ここで休憩をします。再開は、おおむね11時35分とします。委員の方々は、第1委員会室にお集まりください。

~~~~~

午前11時13分休憩

~~~~~

午前11時32分開議

~~~~~

○委員長（下園政喜）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで質疑を一時中止し、本請願に関して委員間の自由討議を行います。御意見はありませんか。

○委員（落口久光）先ほどの討議というか質疑の中で、事前に踏み込み過ぎかなという議論もあったんですけど、既に我々では、9月議会の議案第87号がもう上げられて、9月議会のほうで、この件はまず我々の委員会でもむということになりま

す。

内容は、もうこの補助金の件に関しての返還請求の内容になりますので、そういう場からくると、結論からいきますと、私の考えでは、この件は言った言わんの世界で、議会がというところよりも、もう司法の場でまず結論を出していただくほうが、多分よろしいだろうという気がしますので、それをまずで、本請願のほうの結論も出せばいいのかなと思いますので、とりあえずは審議中止で、中断というかいう内容でよろしいかと思えます。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）それでは、意見が尽きたようですので、自由討議を終わり、ここで質疑に入ります。そのほか御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一）当局にお尋ねいたします。きのうの議運の中でも出たんですけど、この2ページの3番のもう最後のほうで、補助金返還の督促を書いてありますよね。この補助金返還に対しては督促料というのは発生しないものか。我々が税金なんかを滞納すると、すぐ督促料がつくんですが、つくとしたら何カ月後からつくのか。補助金に対してつかないのか、つくのか、そこを教えてください。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）今回、訴えの提起の議案の中で、第87号でございますが、その中で1億円の返還等、訴状送達の日翌日から支払い済みまで、年五分の割合による金品を支払えという訴えの要旨になってございまして、これを予定してございます。

○委員長（下園政喜）今の質問は、裁判のことにに関して入っていきますので、そこところは差し控えていただきたいと思います。ほかにありませんか。

○議員（福元光一）それでは、内容を変えます。この補助金返還の督促を6月22・26・29日、7月10日、24日って書いてあるんですけど、その相手方の返答とか対応はどうだったんですかね。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）当然ここにお示ししてあるとおり、これは市からの督促等の内容でございますが、相手方の部分については、今後に影響する部分もございまして、この分については、差し控えさせていただきますと思います。

○議員（川添公貴）先ほど、紹介議員にもお聞き

したんですが、無償譲渡後、譲受人と約束をした部分があったということで、それを修繕をした、履行したということなんですが、その事実があったかどうかということ。無償譲渡後、その要望があって修繕をした事実があったかどうかの1点。それを相手方も承認したかどうか。その2点についてお答え願いたい。先ほど、紹介議員にも同じことをお聞きしましたので、お聞きしたいと思います。

○商工観光部長（古川英利） 複数回のこの立ち会いのところで、こことここは直してもらえないかという御要望がありました。無償譲渡で本来私どもが瑕疵責任として、瑕疵担保責任を負ってやるものではないんですが、通常のアパートの引き継ぎとか、そういうのでも見かけが汚かったりとかそういうのがあるので、そういう部分は直すということで、そこは約束をさせていただいて、修繕をさせていただきまして、完了しております。

○議員（井上勝博） 先ほど、修繕はしたけれど、老朽化のために雨漏りの箇所はふえているという、おっしゃったんですが、なぜそう言えるのかということなんです。

アイ・ビー社のほうからは、そもそも工事をしたんだけど、修繕は終わっていないというふうに主張していると。しかし、今、先ほどの発言だと、修繕は終わったんだけど、その後、雨漏り箇所はふえているというお話だったわけですね。そういうお話だったわけですが、それは、なぜそういうふうに言えるのかということが一つお聞きしたいのと。

それからもう一つは、平成29年の5月17日、岩切市長と古川さんと堀之内さんが、アイ・ビー社に訪問されて、そこで市長から早く直さんかと言われたというのを聞いているんですけど、それは事実かどうか。この2点。

○商工観光部長（古川英利） 私どものほうでは、先ほど、修繕は終わったけど、雨漏りはふえているという言い方は、私の言い方が悪かったかもしれませんが、修繕は終わっております。そのほかのところも含めて、今現場では雨漏りの箇所がふえて、大変な思いをされているという趣旨で説明をさせていただきました。

それから、市長から早く修理をしないかということで市長から言われたということにつきましては、5月17日に市長と私が先方のところに行きましたけれども、引き継ぎ時の取り決めに基づいた雨漏りはしたかと言われました。それについて、私は「は

い」と言いましたので、先方の受け方が違うんでないかと思いますが、その見解については、差し控えたいと思います。

○議員（成川幸太郎） この問題は、本当、甌島にとっては非常に大きな問題だと思うんですけども。この問題をうまく解決して、甌島館が安定して運営がされていくような交渉というのが必要だと思うんですが、この今回の1億円が起こった後、市として、市の責任者として、部長なり市長なりが向こうと交渉されたということはあるんでしょうか。

○商工観光部長（古川英利） 先方とは、引き続き交渉をしている状況であります。今は、メール、書面という形ではやっております。

○議員（成川幸太郎） 私たちも企業に勤めている中で、実際にこういった難しい問題が出てくると、必ず責任のある方が直接会ってその誤解を解くような行動をとらないと、書面だけでやりとりするにはなかなか解決しないんじゃないかなという気がします。ぜひそういった交渉をうまくやっていただいて、甌島館が閉められることのないような交渉をしていただければというふうに思います。

○委員長（下園政喜） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、本請願について質疑を終了しました。

ここで、本請願の審査を一時中止します。

△閉 会

○委員長（下園政喜） それでは、本日の日程の全てを終わりました。

以上で、企画経済委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請願第 6 号	受理年月日	平成 30 年 6 月 28 日
件 名	「リゾートホテル甌島館」における薩摩川内市との未解決事案に関する請願		
請 願 者	福岡市博多区博多駅前四丁目 3 6 番 2 9 号 株式会社アイ・ビー・キャピタル 代表取締役 本房 周作		
紹 介 議 員	井上 勝博、持原 秀行、成川 幸太郎		
要 旨			
<p>弊社は、薩摩川内市里町里の「リゾートホテル甌島館」を運営している。ご存知のとおり、甌島館は薩摩川内市で所有されていたが、弊社が平成 27 年 10 月にその運営を引き継いでいる。この度は、その引継時から、現在まで、薩摩川内市と弊社との間で、未解決のままとなっている下記の事案について、議会で取り上げていただきたく強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>薩摩川内市は、甌島館を譲渡するときに雨漏り、配管の水漏れなどを修理するという約束をしていた。約束を履行していただきたい。</p>			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会
委員長 下園政喜